

第 6 3 号議案

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

特定集合住宅の建築に関する基準について、規定を整備する必要がある。

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成２３年中野区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１０条の見出し中「基準等」を「基準」に改め、同条第３項中「、前項」を「、同項」に、「５分の１」を「、５分の１」に改め、同条第４項中「又は高齢者若しくは障害者の居住に必要な配慮をした特定集合住宅」を削り、同条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

- ５ 建築主は、建築しようとする特定集合住宅の総戸数に５分の１を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の戸数をバリアフリーに配慮した住戸（規則で定める基準に適合する住戸をいう。）としなければならない。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の第１０条第４項から第７項までの規定は、令和８年１月１日以後にその工事に着手し、又は用途を変更する中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例第３条第１項各号に掲げる行為（管理を除く。以下同じ。）について適用し、同日前にその工事に着手し、又は用途を変更した同項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。